特別企画

COVID-19の影響を通じて考える

日本本社のあるべき移転価格リスク管理(上)

PwC税理士法人 移転価格コンサルティンググループ

海外展開している日系企業が今後グループ全体の方向性を検討するにあたり、移転価格の観点からは、どのようなリスク管理対応が求められるのでしょうか。本稿では、日本も含めた13か国・地域の税制改正や移転価格執行の最新動向を俯瞰し、今後の移転価格上のリスクとその対応、サプライチェーンの見直し等、COVID-19禍に関連する重要トピックを取り上げます。税務当局出身者の司会で、日本本社目線での解説を主軸に、各国・地域の税務プロフェッショナルから最新動向をお伝えする座談会形式としてお届けします。

黒川: PwC税理士法人移転価格 コンサルティンググループパートナーの黒 川です。

COVID-19感染拡大による景気後退の中,移転価格という観点からも待ったなしの対応を迫られていることかと思います。そのため、本稿で、国別の税制改正や執行の動向紹介といった従来の切り口から、日系企業の皆さまに、本社がグループ全体の今後の海外展開の方向性を考えていくにあたって、日本も含めた各国の状況をお伝えしようと試みました。

移転価格担当部署の責任者である皆さまが、経営層から今後の海外展開の方向性を 問われた場面を想定し、お役に立てるよう な内容にしたいと考えております。

なお、税務当局出身者である同グループ ディレクターの藤澤を司会として、日本の 観点を主軸に、日本の状況を解説しつつ各 国につないでいきます。 藤澤:藤澤です。PwCのネットワークは、世界44か国に日系企業の海外進出をサポートする強力な人材とJBN (Japanese Business Network) を組織し、国境を越えたグローバル連携を強化しています。

今回は、日系企業にとって関心が高く、特にCOVID-19の影響が大きい国・地域のIBNメンバー13名の協力を得ています。

(発言順)

国・地域名	メンバー氏名
中国(上海)	渕澤高明
韓国	申 鉉昌
ベトナム	今井慎平
タイ	武部 純
インドネシア	菅原竜二
フィリピン	東城健太郎
インド	古賀昌晴
オーストラリア	神山雅央
欧州	水島吾朗
マレーシア	本間 稔
米州	立花孝康
台湾	奥田健士
シンガポール	金澤 学
22/3/11/10	业/十 」

日本当局の観点からは、製造拠点としての中国・アセアン、消費者市場としての欧米という認識かと思います。日本当局と納税者又は海外当局とのBEPS(注1)後の移転価格での議論を振り返りますと、最重要課題は無形資産です。中国・アセアンの製造子会社から技術ロイヤルティを適正に回収しているか、欧米の販売子会社の機能・リスクを適正に評価しているか(マーケットインタンジブルを過大評価していないか)という調査目線が、企業の皆さまにとっても関心の高いところかと思います。

本稿が、中国・アセアンと欧米の日系企業の今後の方向性に役立つヒントやアドバイスになればと願っています。

藤澤:まずは、現状のCOVID-19の影響について、皆さんからお聞きしたいと思います。日系企業の最多進出国である中国はいかがでしたでしょうか。

中国・渕澤:2020年2月から3月 中旬にかけては行動制限が特に厳しく、 日々の経済活動に大きな影響が生じ、短期 的には業績が落ち込んだ会社も多く見られ ました。3月下旬から6月にかけて正常操 業には至らないもののある程度の回復が見 られ、全体として日系企業の中国ビジネス に与える影響は限定的と考えられます。

藤澤:日本は、ご存じのとおり、4月7日の緊急事態宣言を受けて、ヒトの移動がストップし、経済活動のさまざまな面への影響が深刻だったのですが。

中国・渕澤:中国も、3月28日から外国人の中国大陸への入境が一時停止されました。日本に一時帰国していた中国拠点の日本人マネジメントや製造拠点の技術者等が特別な招待状なしでは中国大陸へ戻れず、一部の業務に支障が生じているところも見られます。

藤澤:お隣の韓国は、いかがでしたか。

韓国・申:韓国は、他国と比較して相対的にCOVID-19感染者数も少なかったため、影響が大きくはなかったです。中国のように、駐在員の一時帰国などにも大きい問題は発生しませんでした。

しかしながら、COVID-19禍が深刻だった4月、5月には外出も避け、買い物なども自粛する状況であったため、小売業を営む日系企業は売上に大きく打撃を受けたようです。特に、日系企業はオンライン販売を導入した会社が少なかったため、相対的に大きい影響を受けたものと分析しています。

藤澤:お隣同士でも影響は異なりますね。 さて、最近のJETROの調査 (注2) によると、今後の事業拡大先として人気のある ベトナムの状況はいかがですか。

⁽注1) 各国の税制の相違点や不整合を利用したBEPS (Base Erosion and Profit Shifting:税源浸食と利益移転)による、多国籍企業の国際的な課税逃れに対抗するため、2012年6月にOECDにおいて発足した国際課税ルール全体を見直すプロジェクト

⁽注2) 独立行政法人日本貿易振興機構海外調査部国際経済課「2019年度日系企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2020年2月28日)

ベトナム・今井:ベトナムの JETROと日本商工会議所の日系企業1,000 社以上を対象としたアンケート結果により ますと、売上高について、36%の企業が前 年同期比20~40%減少、30%の企業が10% 減少、5%の企業が50%減少と回答しており、やはりCOVID-19禍により深刻な影響 を受けているといえます。

経済成長には外資系企業の投資、海外への輸出、外国人旅行者が不可欠であることを政府は認識しているため、現状では引き続き海外からの入国は制限されているものの、相手国の感染状況を勘案しながら、ビジネス目的の渡航緩和が始まっています。特にベトナム経済に大きな影響を及ぼす韓国、日本、台湾などは優先緩和の方向にあることが、先ほど紹介のJETROのアンケート結果にも反映されているのでしょう。

藤澤:次に、日系企業の直接投資の歴史 が長いタイはいかがでしょうか。

タイ・武部:自粛期間中であってもタイ日本間の便は日に1便飛んでおり、タイから日本への帰国は、特に問題はないようです。ただし、日本からタイへの入国には、労働許可証等を保有していること、タイ大使館等の発行する入国許可書、渡航前72時間以内に発行された飛行可能健康証明書、陰性の証明書の提示が必要となるため、後任者の入国が厳しい状況にあります。

そのため、多くの日系企業で業務引継ぎ に遅延が生じています。後任が着任するま での期間は前任が業務を継続しています が、代表権者が交代するケースは定時総会 に間に合わないため、改めて臨時総会を開 催しなければならず、手続が増加していま す。

7月31日以降,週に1度,タイ国籍を持たない人の搭乗を認めた日本発の特別便が飛んでおり、徐々に日本からの入国者が増加しています。しかしながら、JCC調査(注3)によると、推定約8,000人が日本出国待機中であり、入国してからは14日間の隔離が必要ですので、人事異動や事業進出へ影響が生じています。

藤澤:かなり、具体的な弊害が生じていますね。



インドネシア・菅原: インドネシ アでも、日本等に一時帰国した駐在員をイ ンドネシアに戻すかどうかの判断に迫られ ているケースがあります。

政府は、7月13日に国外滞在中に一時滞在許可・定住許可・再入国許可が失効した外国人は、7月13日から60日以内であれば再入国し、これらの延長手続を行うことができるとしましたが、60日以内に再入国しなかった場合は、新規査証を改めて取得する必要があります。今なお新規査証発給が原則停止されていることもあり、しばらくは日本人の派遣について慎重な態度をとる企業も予想されます。

現地に日本人駐在が不在又は減員した後 も,事業運営を続けてきた企業は現地採用 が進んでいく可能性がありますし,また, 本社や地域本社からの出張が難しい中でど のように本社からガバナンスを効かせるの かが課題となっています。

フィリピン・東城:フィリピンでも似たような厳しい状況にあります。6月上旬時点で、在比日系企業の駐在員全体の約3割が日本等に一時帰国中ですが、幹部クラスの日本人は当地に留まっているケースが多いです。また、外国人の入国制限緩和の時期が見通せないため、一時帰国者の再入国時期や後任駐在員の赴任時期についても現時点で全く不透明な状況にあります。

日本企業の状況ですが、現在は、製造、 非製造問わず9割超が操業を再開していま す。一方で、政府は業種によって出社でき る従業員の割合を制限しており、多くの企 業が依然フル操業にはほど遠い状況にあり ます。

藤澤:他に、人事やオペレーション面で の問題が生じている例はありますか。

インド・古賀:2020年7月中旬での情報では、正確な数は不明なものの、90%に近い日本人駐在者が帰国しているといわれています。新規ビザの発給が停止されていること、9月末までは定期便の再開が予定されていないことから、日系企業のオペレーションがCOVID-19危機の前に戻るにはしばらくの時間を要すると考えられています。

このような中で、日本に退避した駐在員の日本滞在が183日を超える場合や、一時帰国中に出向が解除された場合の取扱いが現在多くの企業で問題となっています。日本側・インド側の税務、法人所得税と個人所得税、出入国管理を含む各種規制、雇用契約書などの法的側面や関連者間の経費の

負担関係などは移転価格での検討も必要と なるかと思いますが、網羅的な検討を要す る問題が生じています。

オーストラリア・神山:オーストラリアも3月20日以降,非居住者外国人の入国を禁止しているため,後任者の入国ができず引継ぎがうまくできていないという状況が発生しています。古賀さんの指摘する問題は、他の国・地域にも共通しそうですね。

藤澤: おっしゃるとおりですね。COVID-19の影響が深刻だった欧州の状況はいかがでしょうか。



欧州・水島:欧州でも3月以降,

欧州域外からの渡航を原則として禁止する 措置がとられたため、多くの日系企業が駐 在員の交代を延期せざるを得ない状況とな りました。

EU理事会が欧州域外(日本を含む15か国)からの不要不急の入域制限を7月1日から解除する勧告を行いましたが、全面的に解禁されるまでにはまだ時間がかかることから、現地日系企業のビジネスが通常の状態に戻るには相当時間がかかると考えられています。

藤澤:人事面やオペレーションといった, いわゆる「ヒト,モノ」のいずれについて も各国で厳しい状況にありますが,もう1 つの「カネ」の面はいかがですか。

マレーシア・本間:国内の製造事業者においては外国人労働者の確保が困難となり、採用計画にも影響が生じています。7月10日現在、各種制限の下、業務関

係省庁から主要職又は技術職と認められた 者に限り新規入国及び活動制限令前に出国 した者の再入国が認められています。

このような厳しい事業環境の中,多くの 日系企業においては運転資金の確保が喫緊 の課題となっているという声が聞こえてき ています。なお,経済活動の減速に加え, 国家間の人的移動制限に伴い約400人の日 本人駐在員,新規赴任者,帯同家族が入国 待機状態となりました。

藤澤:運転資金の確保が当面の課題とい えそうですね。

米州・立花:米国でも3月中旬以降,各州の知事や市長から執行力のある外出禁止令(Stay-at-home order等)が発せられ経済活動が停止したことにより,多くの日系企業の業績を直撃し,当面の事業運営資金の確保が急務となっている会社もあります。

本社からの借入や出資、銀行からの借入、キャッシュプーリングによる米国法人への資金の融通など、どの方法により資金確保すべきか、その手段を模索している状況にあるようです。

藤澤: なるほど、今後、日本本社からの 「ヒト、モノ、カネ」の支援が増えてきそ うですね。

台湾・奥田:台湾において、「ヒト」の面では、日台間における出張については大きく減少するものと考えている会社が多いようです。

台湾は、COVID-19を抑え込むのに成功 し、全体としてその影響は小さかったので すが、3月から4月ごろは、本来多くの駐 在員の入替りが起きる時期でしたので、入国については14日間の在宅検疫が義務づけられました。そのため、多くの企業が入替えを一時的にストップしました。

また、多くの企業で不要不急の対外的会議は行わない方針が示され、ウェブベースでの会議が盛んとなりました。とはいえ、在宅勤務については、多くの企業で導入の検討や試験的な実施にとどまり、本格的に導入した企業は一部にとどまりました。

6月上旬くらいからかなり制限が緩和され、各企業の業務はほぼ正常化し、夜の会食や週末のゴルフなどもほぼ通常どおりの状況に戻っています。

お客さまからの相談事項については、4 月から5月は激減し、出入国の制限、ビザの取得に関する制限、政府の補助金や減税 策などについての相談が見受けられました。6月以降は一時期止まっていたディールやコンサルティングの案件も動き出しており、台湾における日系ビジネスについては、今後も大きな変化はないものと思われますが、日本本社との「ヒト」の面での往来は減少すると思われます。

藤澤:「ヒト」の動きという点で、他の 国はいかがですか。

シンガポール・金澤:シンガポールからの目線で申し上げますと、シンガポールに拠点を構える1つのメリットとして、グローバルハブとして各国、特にアジア地域へのアクセスのよさがあります。事実として、シンガポールに地域統括会社として機能している企業が多くあります。

今後の課題としては、アジア各国の規制 や製造拠点の現場特有の難しさ等に考慮す べきと思います。すなわち、「ヒト」という観点からは、日本本社からの支援のように人材の出入りに頼るモデルから、現地採用が加速するといった対応に迫られることが想定されます。

なお、COVID-19対応ですが、韓国での 日系企業のオンライン販売導入の遅れに似 ていますが、初期の段階において、各社と もリモートワークへの移行対応に追われて いました。その後の課題として見えてきた のが、リモートワークによる決算対応です。 多くの日系企業において紙ベースで業務を 行っているため、決算期限に間に合わない 企業が続出し、証憑等の電子化対応が問わ れています。

藤澤:たしかに、「ヒト」の動きが制限 された環境下での対応は、これまでの手法 に縛られていてはいけないのかもしれませ んね。

特に日本の税務当局は、無形資産の形成 や超過利益の配分・帰属の議論では、「ヒト」を重視してきた感がありますので、何 らかの影響がありそうです。

Ⅲ 移転価格税制改正·執行状況

藤澤:次に、各国の移転価格税制の改正 動向と執行状況について、各国からご意見 をいただきたいと思います。

日本は、COVID-19の影響により、法人が その期限までに申告・納付ができない等、や むを得ない理由がある場合には、申請によ り期限の個別延長が認められました^(注4)。 法人税申告期限までに作成保管を要する「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類」、いわゆる「ローカルファイル」も保管作成期限の個別延長が認められたものと考えられます。

各国の移転価格改正状況を見ますと、提出期限の延長が主な改正です。ただし、フィリピンは、非常に大きなルール変更があったようです(138頁図表参照)。

フィリピン・東城:フィリピンでは、7月8日に唐突に歳入規則第19-2020が公表されました。これまでは、関連者間取引の詳細な情報をフィリピン国税当局(BIR)に提出する義務はなかったのですが、今般新たな申告フォーム(BIR Form No.1709)が導入されて、関連者間取引の詳細情報を法人税申告書に添付してBIRへ提出することが求められることになりました。

また、移転価格文書についても、従来は 作成及び保持義務だったところ、今後は BIR Form No.1709に添付して毎年BIRへ の提出が認められることになりましたので、 実務的に相当インパクトのあるルール変更 といえます。

3月決算法人については、今年に限り、7月29日に発表されたQ&Aにおいて、BIR Form No.1709と移転価格文書を含む添付資料の提出期限が9月30日まで延長、その後9月15日に発表された通達(Revenue Memorandum Circular No.98-2020)において12月29日まで延長されました。また、国内・国外を問わず関連者間取引を行うフィリピンの日系企業の多くは3月決算のた

⁽注4) 国税庁「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」(令和2年4月(令和2年5月29日更新))

め、現在、まさに移転価格文書の作成に追 われているところです。

藤澤: COVID-19で業績が悪化して分析の見直しが必要なケースもあるかと思いますが、このような状況で9月30日までに文書化対応しなければならないというのは大変ですね。

次に、執行面についてお聞きします。日本では、緊急事態宣言期間は、国税局調査部の職員は、交代で在宅勤務となり、多くの移転価格調査は延期となっていたようです。9月に入って調査が再開しました。

今回のCOVID-19対応で、ほとんどの国が、巨額の財政出動を強いられたかと思います。今後、その財源確保のための徴税強化、つまり、調査強化を懸念する声が聞こえてきます。過去の歴史を振り返ると、移転価格調査が、その主役を担うのではないかという心配があるのですが、その点はいかがでしょうか。

韓国・申:韓国もCOVID-19が深刻だった4月から5月には税務調査が一時中止となりました。ただし、状況が安定化した6月以降からは調査が再開されており、比較的厳しい調査が行われています。

インドネシア・菅原:インドネシアでは、 行動制限下でも対面サービスを避ける形で 一部調査は継続されました。行動制限下以 降にSPHP(調査結果の中間報告書)が発 行されたケースにおいては、十分な検討な く課税されるなど、課税額が前年度以前と 比べて大きいケースも確認されています。 また、SPHP発行後に金額ありきの妥協案 を調査官から提案され、早い段階で追加徴 税を確保しようとする事例も散見されています。 インドネシアでは依然として、納税者の 視点からすると合理的ではない課税が散見 されています。その後の税務訴訟において 納税者が勝訴する事案も少なくないもの の、コロナ禍で重要な経営上の課題が多数 ある中、調査あるいは紛争対応に経営資源 を割かざるを得ないのは企業にとっては大 きな負担になってくるものと懸念していま す。

ベトナム・今井: ロックダウン下, 実質 的に経済活動, 調査ともに停止していました。そのため, 今後税務当局は, 年間予算 を達成するためによりアグレッシブな調査 を行ってくることが予想されています。

その表れか、2020年7月から施行予定とされている改訂移転価格税制の最新ドラフトにおいては、独立企業間利益率レンジの下限値が、従来の第一四分位(25%)から35%へ引き上げられており、通常、検証対象法人となるベトナム子会社の獲得利益を多くさせる方向にあります。

フィリピン・東城:ロックダウン期間中は、税務署が完全に閉鎖していたため動きはありませんでしたが、政府の財政の問題もあり、6月1日のロックダウン緩和以降、一般調査は再び活発に行われています。

実務的に移転価格調査は、これまで、ほ とんど行われてこなかったため、国税当局 がどのようなアプローチで臨んでくるかは 現時点では明らかではありませんが、注目 しているところです。

藤澤:アセアン各国は、隣国の執行をお 互いに見ていると思われますので、注意が 必要です。特に、中国の税制や執行は、多 くのアセアン諸国が注目しているところか と思いますが、いかがでしょうか。 中国・渕澤:中国について、財政収入の 逼迫が継続している中、2020年度の後半は 厳しい税務調査が予想され、移転価格につ いても一部の地域ですでに厳格なリスク管 理が開始されています。

傾向として、税務当局が納税者に関連する情報を収集し、データベース化することでIT技術を活用しつつ移転価格リスクを管理しており、納税者としてもかかる傾向を適時理解し、十分な備えが必要とアドバイスしているところです。

他方で、COVID-19が中国の実体経済や 外資企業の中国での経済活動に与える影響 を考慮しつつ、2020年度の税収目標につい て下方調整される可能性はあるので、今後 の大局的な動向を注視する必要があります。

タイ・武部: COVID-19禍においても, 歳入局は規模を縮小しつつ活動を継続して いたため,調査中の案件については可能な 範囲で続行されていました。

その後の動向としては、自粛中に停滞していた調査が再開されていますが、今のところ積極的に新規調査に着手するような動きはありません。ただし、COVID-19禍における税収減少のため、今後、徴税が強化される可能性はあるでしょう。

台湾・奥田:台湾も似たような状況です。COVID-19の影響が小さかったこともあり、調査は若干のスローダウンはあったものの継続されました。税制改正でも、COVID-19対応で緩和措置等はほぼ何もなく、国税局の対応にも変化は見られませんでした。

藤澤:日本のように、納税者が臨場する スタイルに代えて、電話や郵便で対応して いるという例はありますか。 シンガポール・金澤: 税務当局もリモートワークに移行しており、メールや電話、ウェブ会議といったツールを使用し、移転価格調査やAPA (Advance Pricing Agreement)審査等に影響はほとんどないといえます。また、税務当局が徴税を強化していることも見受けられません。

各企業の対応としては、これまでと同様、 まずは移転価格文書作成(コンプライアン ス対応)をしっかりと行うとともに、APA の活用も視野に入れながら、移転価格対応 を行っていくことが肝要だと思われます。

オーストラリア・神山:他国とは異なり、 現在、調査ではなく、COVID-19に関連す る政府による経済支援策への対応に人員を 多く割り当てています。そのため、調査に 遅れが生じています。

一方で、COVID-19以前より、税務当局の予算を拡大し、調査・執行を強化しています。10月頃からは、現在経済支援策の対応に割かれている人員が通常どおり調査等の業務に割り当てられることから、調査件数が増えることが予想されます。

藤澤:単に、調査が中断、延期というのではなく、執行内容に変化があった国はありますか。

マレーシア・本間:5月中旬以降は机上調査に伴う移転価格文書を含む,税務当局による資料提出依頼が急増しています。7月15日現在でも会社訪問を伴う実地調査は自粛されているものの,7月に入り税務当局のオフィスに納税者を直接招き,数時間のインタビューによる実地調査が一部再開されています。

COVID-19禍に伴う経済の減速と原油価格の大幅な下落に伴い税収が冷え込む中,

大幅な財政支出を余儀なくされており,今 後財政が逼迫していく中で徴税強化が予想 されます。

藤澤:資料提出依頼の急増というのは気になりますね。日本においても、臨場は無理でも、各種関連資料を収集して、従来よりも入念な調査対象の選定や検討を行うことは可能と思われます。そうなると、調査選定された企業は、従来よりも厳しい調査を受けることが想定されます。

マレーシア・本間: APAでも,6月16日 に税務当局よりAPAに係るCOVID-19の影響についてFAQが公表されました。これは,COVID-19の影響を受けている事業については、その影響が現時点で不透明であることから新規の申出を停止するものです。

また、進行中の案件についてもCOVID-19発生前の通常の事業環境を前提とした審査のみ認めており、COVID-19によりその前提条件に著しい変更が生じている場合には申請ポジションの変更は認めず、申請の取下げによる対応を求めています。さらに、すでに合意済みのAPAについては、税務当局への通知後、合意内容の修正又はAPAの取下げを認めています。

インド・古賀: APAについては、インドでもCOVID-19の影響が短期間では収束せずに1年以上のスパンで関係したり、その影響がインド法人の利益率に大きなインパクトを与えたりするのであれば、進行中のAPAや審査中のAPAについての要件の見直し(重要な前提条件、利益率など)が必要となると思われます。

また、移転価格算定手法がコストプラス の場合、4月から5月の完全経済封鎖中の コストの取扱い、混乱の間に行われた各種 の支払期限の延長や売掛金の未回収,関係者借入金の金利減免,既存のコストに関する取決めがあるときの,日本に一時帰国した駐在員に生じたコストの負担,ロイヤルティ等の減免など,多くの点における見直しが必要となるであろうと予想されます。

藤澤:マレーシアのAPAの新規申出停止や合意済APAの修正・取下げ、インドのAPA要件の見直しという対応は、アセアン諸国でもとられるかもしれませんね。欧米での執行状況はいかがでしょうか。

欧州・水島:欧州の多くの国では、COVID-19の影響で新規の税務調査は行われず、既存の税務調査も一時延期となったものが多かったです。ただ、欧州ではもともと在宅勤務が盛んだったこともあり、進行中の税務調査については、調査の質問の頻度は低下しても、そのまま調査が継続されて、税務当局とのミーティングをオンラインあるいは電話会議形式で実施していたものもありました。

移転価格の分野では、比較的多額の課税が行われることが多いので、各国の税務当局はCOVID-19の影響による税収減を補うために、移転価格の分野の税務調査を厳しく執行してくると想定されます。

米州・立花:米国でも、コロナ前に比べると調査件数は大きく落ち込んでいますが、IRSがCOVID-19後の財政再建に向けた徴税強化策をとってくる可能性は否めません。このため納税者は、事前に移転価格上の対応策を検討し、独立企業原則に基づいた合理的な分析を実施して文書化しておくことが推奨されます。

また、秋の大統領選挙の行方を注視する 必要があるように思われます。

【図表】各国の移転価格改正状況(本文紹介以外)

COVID-19に関連する移転価格税制の改正内容
規定上の法人税申告書の提出期限は決算日から150日以内であるが,特例措置と
して法人税申告書並びに移転価格の開示フォームの提出期限が2020年8月末ま
で延長された。
3月決算法人は原則的にはForm1709及び移転価格文書を含む添付資料を
2020年7月30日までに提出する必要があるが、歳入規則第19-2020施行初
年度に限り、提出期限は2020年12月29日に延長された。また、国内外を問わ
ず関連者間取引がある場合には、取引金額にかかわらず移転価格文書の提出が必
要になることが明確化された。
移転価格文書の提出期限は、例年年の後半(今年の場合には、10月31日が期限)
であるために、現時点では移転価格文書提出期限延長などの措置はとられていない。
申告期限内での申告関連文書の提出や納付期限内での納税が困難な場合には、期間の対象を表現しています。
限の延長が認められる可能性があるため、税務当局に期限の延長要請を行うこと
が推奨される。
税務当局は移転価格に係るCOVID-19の経済的影響("COVID-19 economic
impacts on TP arrangements")を公表した。本ガイダンスではAPA申請に
必要な証拠と分析の概要が示されている。
欧州域内の多くの国で,法人税の申告期限の延長,納税の猶予が行われ,それに
伴い移転価格文書の作成期限も延長された。例えば、ドイツでは、法人税の納税は、 無利子で猶予することが認められた。
M(13) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
行動制限令の延長に伴い,マレーシア内国歳入庁(MIRB)が公表するFAQにより法人税の申告・納付期限及び移転価格文書の作成期限は法定期限の7か月から
り広人院の中日・耐り射限及の参戦価格文音の作成期限は広足規模のアか月から
977月に延長された。 COVID-19の影響を緩和するため,CARES Act(Coronavirus Aid, Relief,
COVID-1900影響を緩和するため、CANES ACt (Colollavilus Ald, Nellel, and Economic Security Act) が可決・導入され、法人税の申告期限が3か月
and Economic Security Acty が可次・導入され、公人代の中古朔成からか方 延長となる措置がとられた。これを受けて申告期限の延長申請をしていなかった。
建設とはも指置がとられた。とれを支げて中日朔成の建設中間をしていばからだ。 会社の同時文書化作成期限は延長されたが、この特別延長措置は、申告期限の延
公性の同時又音化下成為成は延及とすいたが、このも別延及指置は、中日納成の延 長申請書(Form 7004)による延長には適用されないため、従前より延長申請
をしている多くの日系企業の申告期限及び同時文書化期限に変更はない。
また、相互協議申立書やAPA申請書、APA年次報告書の提出方式が紙ベースか
ら電子ベースへと切り替わった。

(次号へ続く)